

事故災害対策編

目 次

第1節	事故災害に対する体制.....	事-1
第1	基本方針.....	事-1
第2	災害応急体制の確立.....	事-1
第3	災害救助法の適用.....	事-3
第2節	航空災害対策.....	事-4
第1	基本方針.....	事-4
第2	災害予防計画.....	事-4
第3	災害応急対策計画.....	事-4
第4	災害復旧計画.....	事-7
第3節	鉄道災害対策.....	事-8
第1	基本方針.....	事-8
第2	災害予防計画.....	事-8
第3	災害応急対策計画.....	事-9
第4	災害復旧計画.....	事-11
第4節	道路災害対策.....	事-12
第1	基本方針.....	事-12
第2	災害予防計画.....	事-12
第3	災害応急対策計画.....	事-13
第4	災害復旧計画.....	事-15
第5	高速自動車国道事故等対策.....	事-16
第5節	危険物等災害対策.....	事-17
第1	基本方針.....	事-17
第2	災害予防計画.....	事-17
第3	災害応急対策計画.....	事-18
第4	災害復旧計画.....	事-20
第6節	大規模な火事災害対策.....	事-21
第1	基本方針.....	事-21
第2	災害予防計画.....	事-21
第3	災害応急対策計画.....	事-22
第4	災害復旧計画.....	事-24
第7節	林野火災対策.....	事-25
第1	基本方針.....	事-25
第2	予防対策計画.....	事-25
第3	災害応急対策計画.....	事-27
第4	災害復旧計画.....	事-28
第8節	大規模停電災害対策.....	事-29
第1	基本方針.....	事-29
第2	予防対策計画.....	事-29

第 3	災害応急対策計画.....	事-30
第 4	災害復旧計画.....	事-32

第1節 事故災害に対する体制

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・橋りょう等の道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会・産業構造の変化により、大規模な事故による被害（事故災害）について防災対策をより充実させるため、次のとおり、事故災害に対する体制を定める。

第1 基本方針

事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者※、第2に消防機関及び警察が対応に当たる。

次のような大規模事故により甚大な被害が発生する場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合、市は、事故の原因者、消防機関、警察等と連携して対応に当たる。

なお、市、防災関係機関等の業務大綱は総則編に、本編に定めた事項以外については、震災対策編を準用する。

※事故の原因者・・・事故が発生させた事業者、施設管理者、機関等を指す。

■大規模事故の種類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 航空機の墜落・炎上等の事故○ 鉄道事故○ 道路災害○ 危険物の漏出、爆発、炎上○ 大規模な火災○ 林野火災○ 大規模な停電 |
|---|

第2 災害応急体制の確立

1 災害応急体制の確立

本市の防災体制は、次のとおりである。

■市の災害応急体制

体制		配備基準	内容	配備人員
災害警戒配備体制		○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○ その他市長が必要と認めたとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備
災害対策本部体制	第1非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。 ・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員
	第2非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員
	第3非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・全市域に被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制	災害対策本部関係部職員の全員

2 情報収集

事故災害に関する情報が伝達された場合、各部局は状況に応じ、情報収集等の必要な措置を行い、次の体制に備える。

3 災害警戒配備体制

市長は、警戒活動をする必要があると認められる場合、災害警戒配備体制をとることを決定し、防災安全部長に通知する。

防災安全部長は、災害の状況に応じ必要な部局へ体制をとるよう通知する。

なお、準備体制及び災害警戒配備体制は、風水害・雪害・火山災害対策編を準用する。

4 災害対策本部体制

市長は、被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とす

るときは、市災対本部を設置し、災害対策本部体制へ移行する。

防災安全部長は、市災対本部を設置した場合、各部長、本部連絡員及び防災関係機関にその旨を通知する。

なお、災害対策本部体制に関する組織、事務分掌、運営等は、震災対策編を準用する。

5 現地災害対策本部の設置

現場での指揮が必要と判断した場合、現地災害対策本部を設置する。

また、道及び関係機関との協議により、道が定める合同本部設置要綱に基づいた、災害（事故）対策現地合同本部が設置された場合、本部に人員、機材等の派遣応援を行う。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災対策編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

【参考】

旭川市災害対策本部条例

旭川市災害警戒配備要綱

災害救助法による救助の内容等

被害状況の判断基準

第2節 航空災害対策

第1 基本方針

旭川空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 災害予防計画

市は、関係機関と連携し、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

市は、関係機関とともに、航空災害が旭川空港区域内及びその周辺で発生し、又は旭川行政区域内で発生した場合に、円滑に情報収集・伝達が行える体制を整備する。

2 協力、応援体制の整備

航空災害に関しては、市だけで対応することは難しく、道、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所、東京航空局旭川空港出張所、航空会社、関係機関等との連携が不可欠であるため、災害時に迅速に対応できる協力・応援体制を整備する。

3 訓練の実施

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、「旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、旭川市消防本部及び大雪消防組合と連携し、緊急事態における消火及び救難活動を円滑に行うため、総合訓練を定期的実施する。

また、「旭川空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、旭川市医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

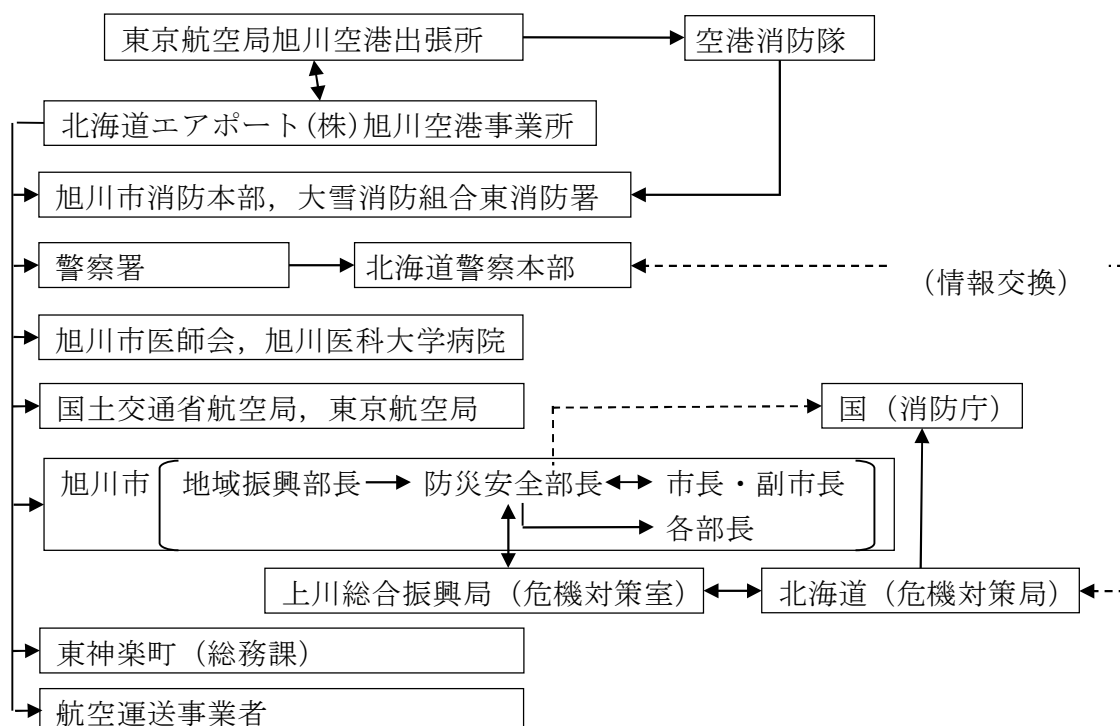
市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

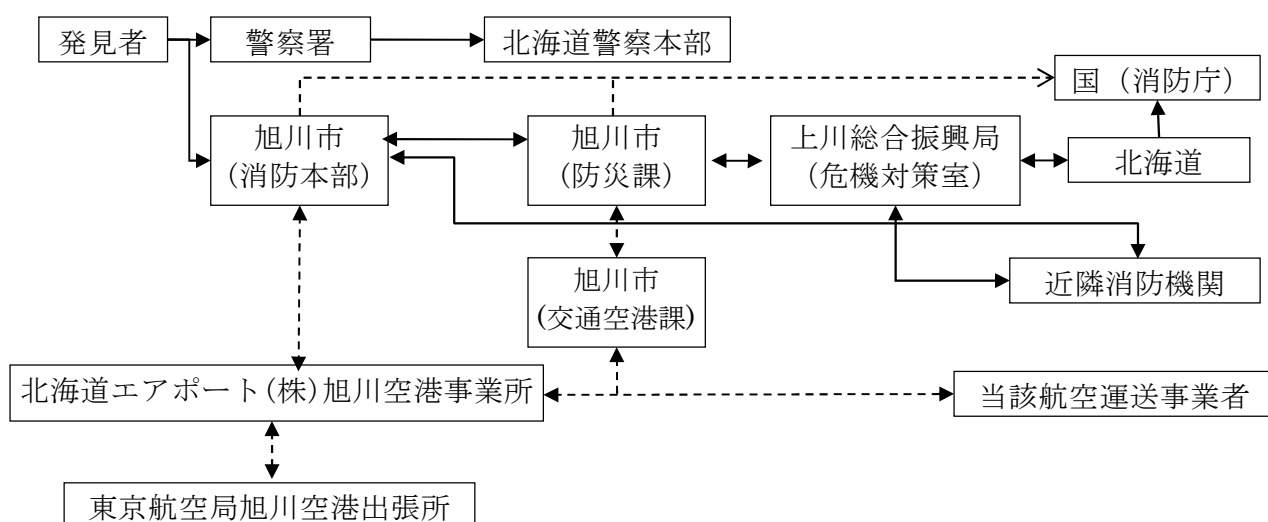
(1) 連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、次の連絡系統により、情報収集・伝達を行う。

■連絡系統（旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合）



■連絡系統（本市行政区域内で発生した場合）



(2) 実施事項

市は、災害発生後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化、応急対策の調整等を行う。

■収集する情報

事故航空機に関する情報	○ 事故航空機の便名・発着地・機種等 ○ 乗客及び乗務員の住所・氏名等
被害情報	○ 事故機の状態・二次被害の可能性等 ○ 被災者の有無・人数・程度・対応状況等
応急対策の実施状況	○ 市、関係機関等の活動状況 ○ 避難に関する情報
被災者に関する情報	○ 負傷者の受入れ医療機関名、人数及び受入状況 ○ 遺体仮安置状況
旭川空港、ライフライン等の復旧に関する情報	○ 旭川空港の運航再開の見込み ○ 被災地における上下水道、ガス、電気、道路等の被害状況・復旧の見込み

3 広域応援

市は、大規模な航空災害で単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害広報、情報提供

(1) 市民等への広報

市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、市民、旅客等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

■広報の内容

○ 航空災害の状況	○ 旅客、乗務員等の安否情報
○ 医療機関等の情報	○ 関係機関の災害応急対策に関する情報
○ 航空輸送復旧の見通し	○ 避難の必要性等、地域に与える影響
○ その他必要な事項	

(2) 被災者の家族等への情報提供

市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

○ 航空災害の状況	○ 家族等の安否情報
○ 医療機関等の情報	○ 関係機関の災害応急対策に関する情報
○ その他必要な事項	

5 避難

航空会社は、旅客等を安全な場所に避難誘導する。

市は、必要に応じて、災害現場に近い避難所を開設する。また、航空災害により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 消防活動

航空災害による火災が発生した場合、消防本部は、関係機関と連携し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて、消防警戒区域を設定する。

7 救助救出活動

市は、関係機関と連携し、救助救出活動を行う。

8 医療救護活動

市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

9 遺体の収容等

市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は、東神楽町と連携し、被災地付近の公共施設等に遺体安置所を開設する。

また、事故機内等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。

10 交通規制

警察は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

11 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合、市は、空港検疫所等と密接に連携し、消毒の実施や防疫用薬剤等の調達等を行う。

第4 災害復旧計画

航空災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を踏まえ、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。

【参考】

(旭川市締結協定)

旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第3節 鉄道災害対策

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 災害予防計画

市は、関係機関と連携し、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

市及び北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、鉄道災害が市内及びその周辺で発生した場合に、円滑に情報収集・伝達が行える体制を整備する。

2 事業者による対策

北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、鉄道災害を防ぐため、次の事項を実施する。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) 鉄道災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、特別警報、警報、注意報、その他の気象情報等の収集に努めるとともに、異常を迅速に発見できるよう、施設等の点検を行い、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 旅客の避難体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

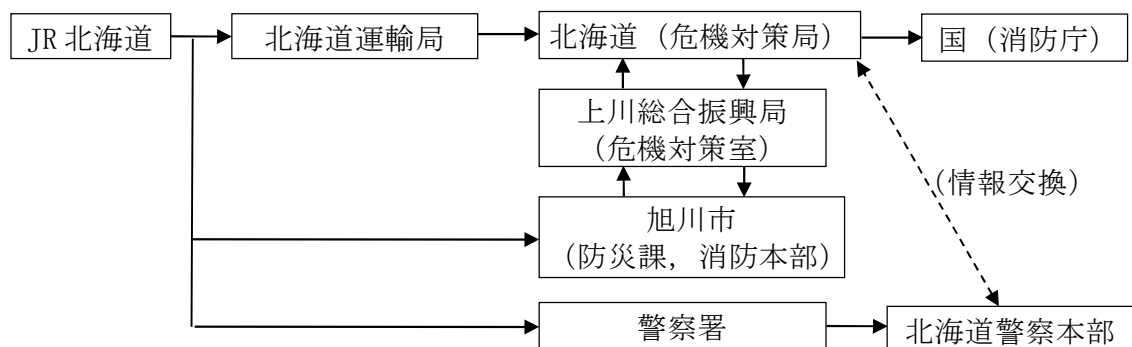
市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

(1) 連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、次の連絡系統により、情報収集・伝達を行う。

■連絡系統



(2) 実施事項

市は、災害発生後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化、応急対策の調整等を行う。

3 広域応援

市は、大規模な鉄道災害で単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害広報、情報提供

(1) 市民等への広報

市は、市民、旅客等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

■広報の内容

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○ 鉄道災害の状況 | ○ 旅客、乗務員等の安否情報 |
| ○ 医療機関等の情報 | ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ○ 鉄道輸送復旧の見通し | ○ 避難の必要性等、地域に与える影響 |
| ○ その他必要な事項 | |

(2) 被災者の家族等への情報提供

市は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| ○ 鉄道災害の状況 | ○ 家族等の安否情報 | ○ 医療機関等の情報 |
| ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 | ○ その他必要な事項 | |

5 避難

北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、旅客等を安全な場所に避難誘導する。

市は、必要に応じて、災害現場に近い避難所を開設する。また、鉄道災害により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 消防活動

鉄道災害による火災が発生した場合、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、初期消火に努める。

消防本部は、関係機関と連携し、消火活動を行う。

また、必要に応じて、消防警戒区域を設定する。

7 救助救出活動

北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、事故災害発生直後における負傷者の救助救出活動を行う。

市は、関係機関と連携し、救助救出活動を行う。

8 医療救護活動

市は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

9 遺体の収容等

市は、必要に応じ、災害現場付近の公共施設等に遺体安置所を開設し、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社に連絡する。

また、事故車両等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。

10 交通規制

警察は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

11 危険物等流出対策

鉄道災害により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合は、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、関係機関と連携し、危険物等による二次災害の防止に努める。

なお、対象とする危険物等は、第5節の定義を準用する。

第4 災害復旧計画

北海道旅客鉄道株式会社旭川支社は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第4節 道路災害対策

第1 基本方針

道路構造物の被災又は国道、高速自動車国道等における車両の衝突等により、大規模な救助救出活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 災害予防計画

市は、関係機関と連携し、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

市は、関係機関とともに、道路災害が市内及びその周辺で発生した場合に、円滑に情報収集・伝達が行える体制を整備する。

2 道路管理者による対策

道路管理者は、道路災害を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) トンネルや橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

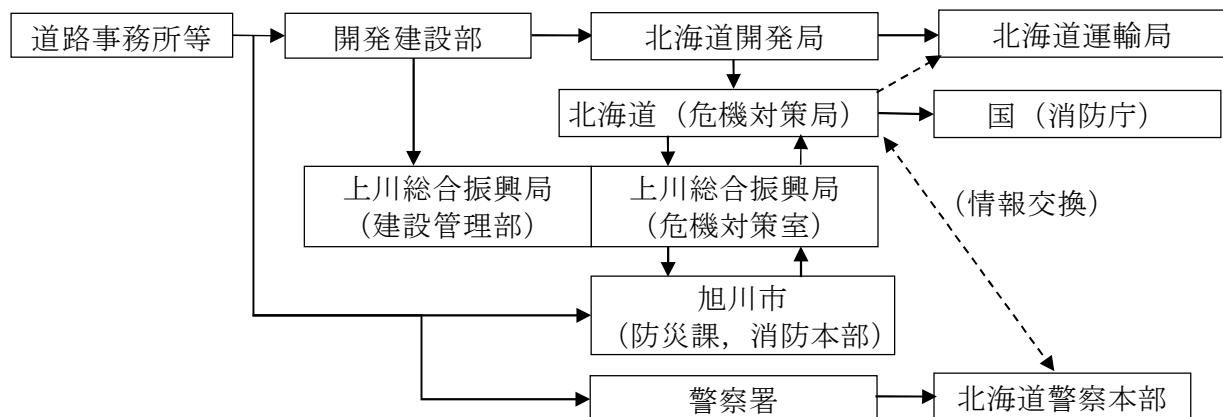
市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

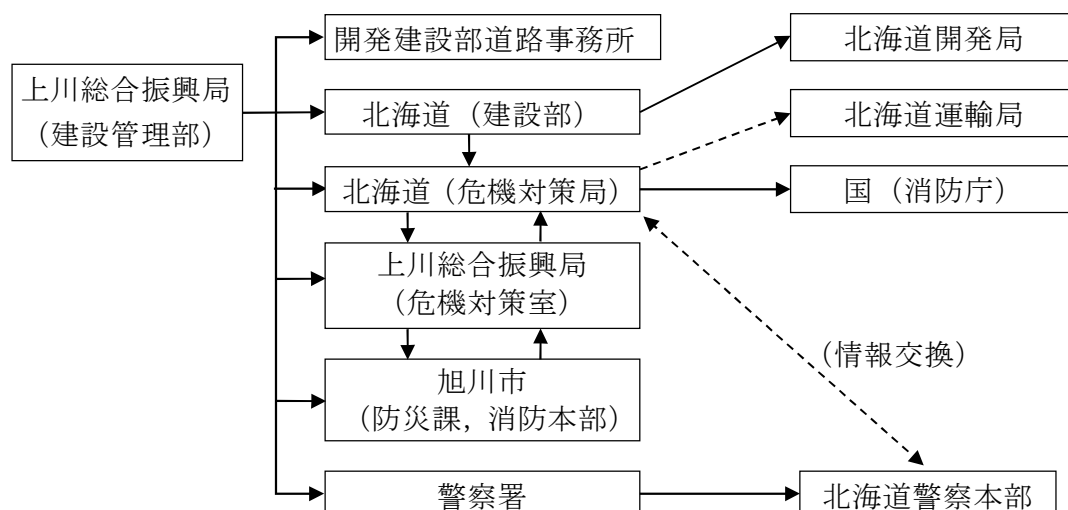
(1) 連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、次の連絡系統により、情報収集・伝達を行う。

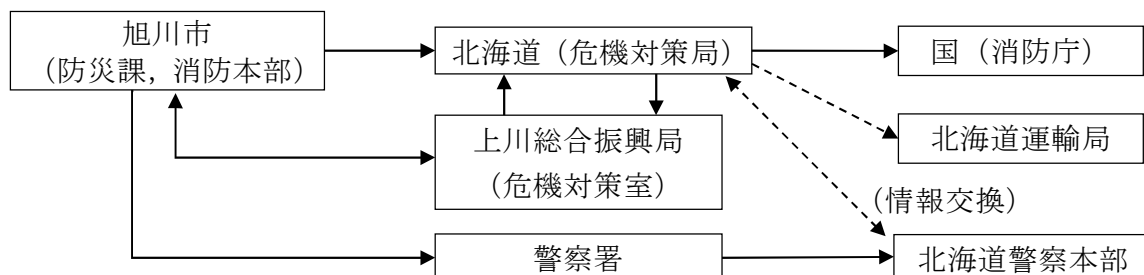
■連絡系統（国道で発生した場合）



■連絡系統（道道で発生した場合）



■連絡系統（市道で発生した場合）



(2) 実施事項

市は、災害発生後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化、応急対策の調整等を行う。

3 広域応援

市は、大規模な道路災害で単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害広報，情報提供

(1) 市民等への広報

市は、市民、道路利用者等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

■広報の内容

- | | |
|------------|---------------------|
| ○ 道路災害の状況 | ○ 家族等の安否情報 |
| ○ 医療機関等の情報 | ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ○ 施設の復旧状況 | ○ 避難の必要性等，地域に与える影響 |
| ○ その他必要な事項 | |

(2) 被災者の家族等への情報提供

市は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

- | | |
|------------|---------------------|
| ○ 道路災害の状況 | ○ 家族等の安否情報 |
| ○ 医療機関等の情報 | ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ○ その他必要な事項 | |

5 避難

道路管理者は、道路利用者等を安全な場所に避難誘導する。

市は、必要に応じて、災害現場に近い避難所を開設する。

また、道路災害により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、收容する。

6 消防活動

道路災害による火災が発生した場合、道路管理者は、初期消火に努める。
消防本部は、関係機関と連携し、消火活動を行う。
また、必要に応じて、消防警戒区域を設定する。

7 救助救出活動

道路管理者は、事故災害発生直後における負傷者の救助救出活動を行う。
市は、関係機関と連携し、救助救出活動を行う。

8 医療救護活動

市は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

9 遺体の収容等

市は、必要に応じ、災害現場付近の公共施設等に遺体安置所を開設し、道路管理者に連絡する。
また、事故車両等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。

10 交通規制

警察及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

11 危険物等流出対策

道路災害により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合は、道路管理者は、関係機関と連携し、危険物等による二次災害の防止に努める。
なお、対象とする危険物等は、第5節の定義を準用する。

第4 災害復旧計画

道路管理者は、迅速な道路施設の復旧のため、次の事項を実施する。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去及び仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

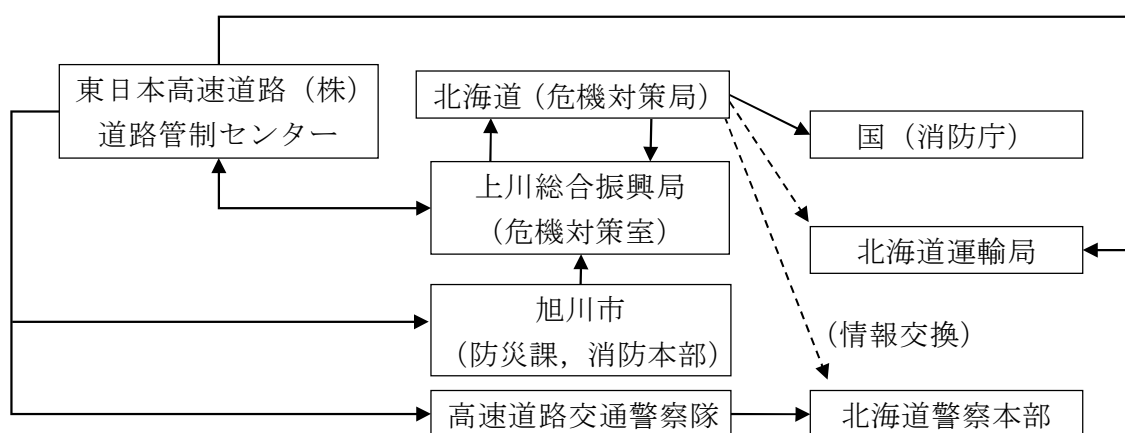
第5 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救助救出活動等を必要とされる事故等が発生した場合、次の対策を行う。

1 情報収集・伝達

高速自動車国道において事故が発生した場合、次の連絡系統により情報収集・伝達を行う。

■連絡系統（高速自動車国道で発生した場合）



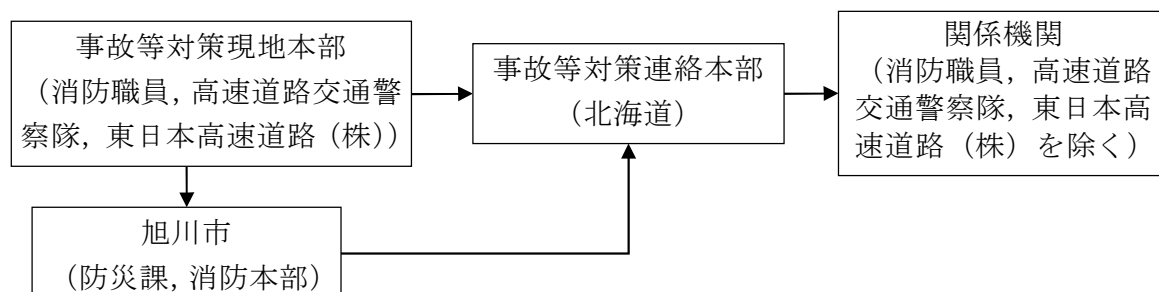
2 事故等対策現地本部の設置

市は、関係機関と連携し、的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うため、事故現場に事故等対策現地本部を設置する。

3 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。

■連絡系統



【参考】

（旭川市締結協定）

高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書

第5節 危険物等災害対策

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩，流出，火災，爆発等（以下「危険物等災害」という。）により死傷者が多数発生する等の災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合に，早期に初動体制を確立し，その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 災害予防計画

市は，関係機関と連携し，それぞれの組織を通じて相互に協力し，危険物等災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン，灯油，軽油，重油）等

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬，爆薬，火工品（工業雷管，電気雷管等）等

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG），アセチレン，アンモニア等

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素，シアン化ナトリウム等），劇物（ホルムアルデヒド，塩素等）等

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定され，放射性同位元素，核燃料物質及び核原料物質を総称したもの

2 消防本部による対策

消防本部は，危険物災害を防ぐため，次の事項を実施する。

(1) 指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱う危険物施設に対して，消防法の規定に基づく施設等の整備促進，保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(2) 事業者の自主保安体制確立を図るため，予防規程の作成，従事者に対する保安教育の実施，自衛消防組織の編成，危険物保安監督者の選任等について指導する。

- (3) 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、施設等の保守管理等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 事業者による対策

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者がとるべき対応は次のとおりとする。

- (1) 消防法の定める設備基準，保安基準を遵守するとともに，予防規程の作成，従業員に対する保安教育の実施，自衛消防組織の設置，危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに，確認の結果，風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は，防災のため必要な措置の検討や，応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは，直ちに，流出及び拡散の防止，危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに，消防機関，警察へ通報するものとする。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

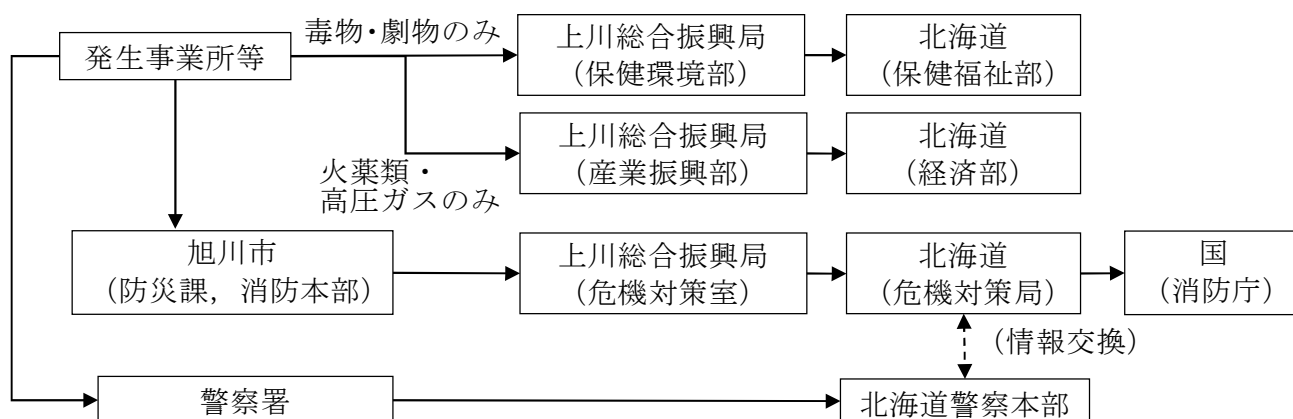
市長は，危険物等災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，その状況に応じて災害応急体制を整え，その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

(1) 連絡系統

危険物等災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合，次の連絡系統により，情報収集・伝達を行う。

■連絡系統



(2) 実施事項

市は、災害発生時後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 広域応援

市は、大規模な危険物等災害で単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害拡大防止

道、市及び消防機関は、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため、応急措置を実施する。

5 災害広報、情報提供

(1) 市民等への広報

市は、市民等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

■広報の内容

- 災害の状況
- 被災者の安否情報
- 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- 医療機関等の情報
- 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 避難の必要性等、地域に与える影響
- その他必要な事項

(2) 被災者の家族等への情報提供

市は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

- 災害の状況
- 被災者の安否情報
- 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- 医療機関等の情報
- 関係機関の災害応急対策に関する情報
- その他必要な事項

6 避難

市は、危険物等災害により影響を受ける区域の市民に対して、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮して避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設して収容する。

7 消防活動

危険物等災害による火災が発生した場合、施設管理者は、自衛消防組織等により、初期消火に努める。

消防本部は、関係機関と連携し、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。また、必要に応じて、消防警戒区域を設定する。

8 救助救出活動

施設管理者は、事故災害発生直後における負傷者の救助救出活動を行う。

市は、関係機関と連携し、救助救出活動を行う。

9 医療救護活動

市は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

10 遺体の収容等

市は、必要に応じ、災害現場付近の公共施設等に遺体安置所を開設し、施設管理者に連絡する。

また、事故車両等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。

11 交通規制

警察は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

第4 災害復旧計画

大規模な危険物等災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を踏まえ、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 大規模な火事災害対策

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 災害予防計画

市は、関係機関と連携し、それぞれの組織を通じて相互に協力し、火事災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

市は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握及び周知

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生又は延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

また、木造の建築物が多い地域等、大規模な火災につながる危険性の高い地域について、平時から住民周知に努める。

3 予防査察の実施

消防本部は、多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

消防本部は、年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及を図る。

また、消防団と連携し、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

市は、地域の自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ等の民間防火組織の結成支援及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

市は、同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防本部は、消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実践

市は、関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助救出等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

市長は、道から火災気象通報を受け、又は火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

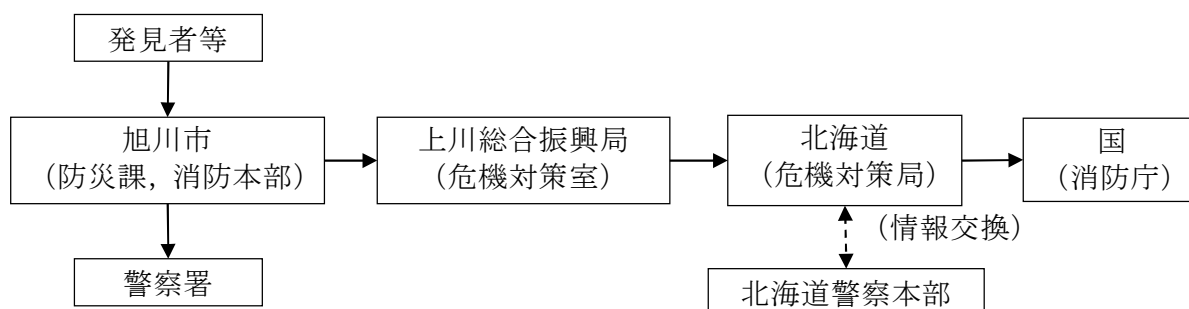
市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

(1) 連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、次の連絡系統により、情報収集・伝達を行う。

■連絡系統



(2) 実施事項

市は、火事災害発生後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 広域応援

市は、大規模な火事災害で単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害広報、情報提供

(1) 市民等への広報

市は、市民、道路利用者等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

また、強風下での火災等、延焼のおそれの大きい場合には、消防本部と連携し、住民が的確に行動できるよう、周辺住民へ早期の情報提供に努める。

■広報の内容

- | | |
|--|---|
| ☐ 火事災害の状況 | ☐ 被災者の安否情報 |
| ☐ 医療機関等の情報 | ☐ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ☐ 避難の必要性等、地域に与える影響 | |
| ☐ その他必要な事項 | |

(2) 被災者の家族等への情報提供

市は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

- | | |
|--------------------------------|---|
| ☐ 火事災害の状況 | ☐ 被災者の安否情報 |
| ☐ 医療機関等の情報 | ☐ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ☐ その他必要な事項 | |

5 避難

市は、火事災害により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 消防活動

消防本部は、関係機関と連携し、次の事項を実施する。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

- (3) 消火，飛火警戒等においては，近隣住民，自主防災組織等の協力を得て，効果的な活動を実施する。

7 救助救出活動

市は，関係機関と連携し，救助救出活動を行う。

8 医療救護活動

市は，旭川市医師会等と連携して救護所を設置し，救出現場から救護所まで負傷者を搬送し，トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合，道等と連携し，救急車又はヘリコプターで搬送する。

9 遺体の収容等

市は，必要に応じ，災害現場付近の公共施設等に遺体安置所を開設する。

また，火災現場等で発見した遺体を遺体安置所に収容し，警察による検視及び医師による検案を行い，身元確認と身元引受け者の発見に努める。

10 交通規制

警察は，火事災害の拡大防止及び交通の確保のため，通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

第4 災害復旧計画

大規模な火事災害により，地域の壊滅，又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合，市は，被災の状況，地域の特性，被災者の意向等を踏まえ，関係機関との密接な連携のもと，迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図ることとする。

第2 予防対策計画

市は、関係機関と連携し、それぞれの組織を通じて相互に協力し、林野火災を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、市は、次の対策を実施する。

1 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) たばこ及びたき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、SNS等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消火資機材等の整備

- (1) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (2) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

4 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

(2) 地区協議会

上川総合振興局の予消防対策については、関係機関により構成する上川地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 市協議会

市の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された旭川市林野火災予消防対策協議会が推進する。

5 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により特別警報、警報、注意報、その他の気象情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

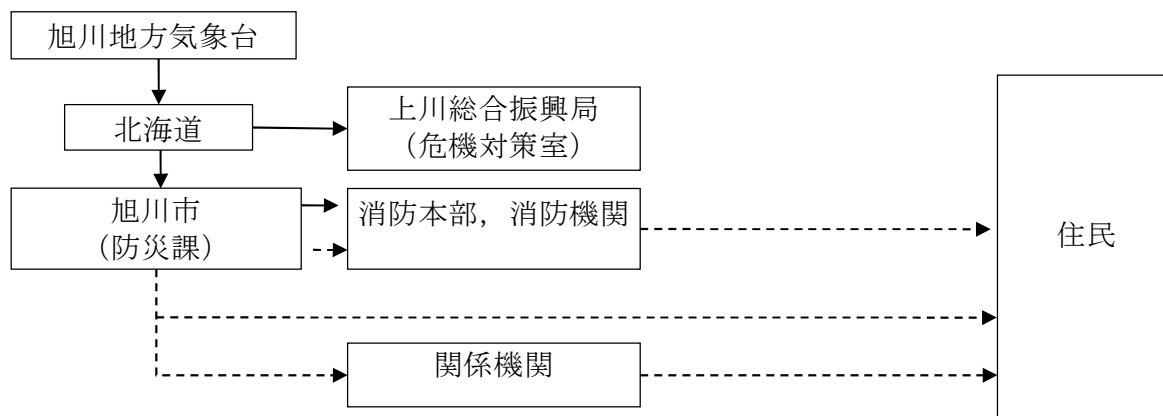
(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。

■伝達系統



市は、通報を受けた後、消防機関へ通報するものとする。

また、市長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発令することができる。

火災に関する警報を発した場合、消防機関、関係機関、一般住民等への周知を図るものとする。

第3 災害応急対策計画

1 災害応急体制

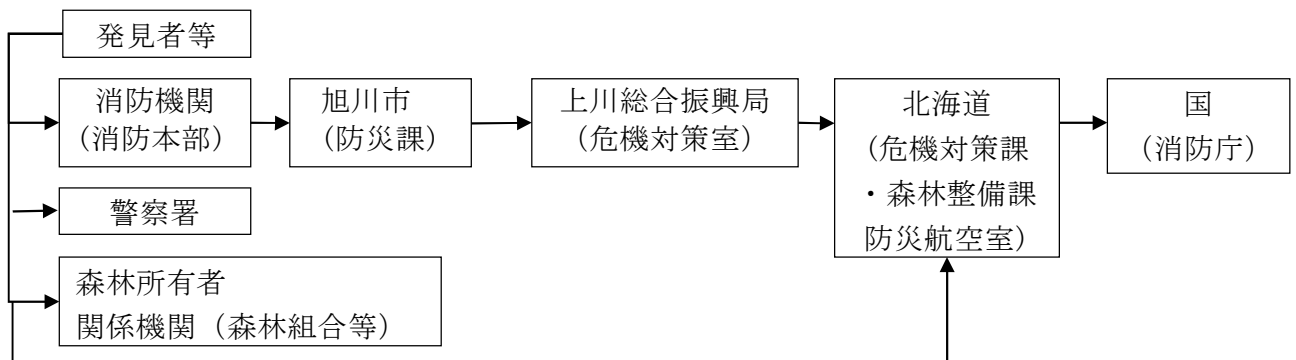
市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 情報収集・伝達

(1) 連絡系統

林野火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、次の連絡系統により、情報収集・伝達を行う。

■連絡系統



(2) 実施事項

市は、林野火災後、直ちに通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するとともに、林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

また、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 広域応援

市は、林野火災の規模により単独では十分な応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 災害広報、情報提供

(1) 市民等への広報

市は、市民、道路利用者等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。

■広報の内容

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ○ 林野火災の状況 | ○ 被災者の安否情報 |
| ○ 医療機関等の情報 | ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ○ 避難の必要性等、地域に与える影響 | |
| ○ その他必要な事項 | |

(2) 被災者の家族等への情報提供

市は、被災者の家族等からの問合せに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。

■情報提供の内容

- | | |
|--------------------------------|---|
| ☐ 林野火災の状況 | ☐ 被災者の安否情報 |
| ☐ 医療機関等の情報 | ☐ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| ☐ その他必要な事項 | |

5 避難

市は、林野火災により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 消防活動

消防本部は、関係機関と連携し、次のとおり消火活動を行う。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

7 交通規制

警察は、林野火災の拡大防止及び交通の確保のため、通行禁止又は制限等の必要な交通規制を行う。

第4 災害復旧計画

林野火災により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を踏まえ、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第8節 大規模停電災害対策

第1 基本方針

大規模停電により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

第2 予防対策計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社

- (1) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずる。
- (2) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。
- (3) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し、防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

2 関係機関

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。
- (3) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。
- (4) 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

3 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

第3 災害応急対策計画

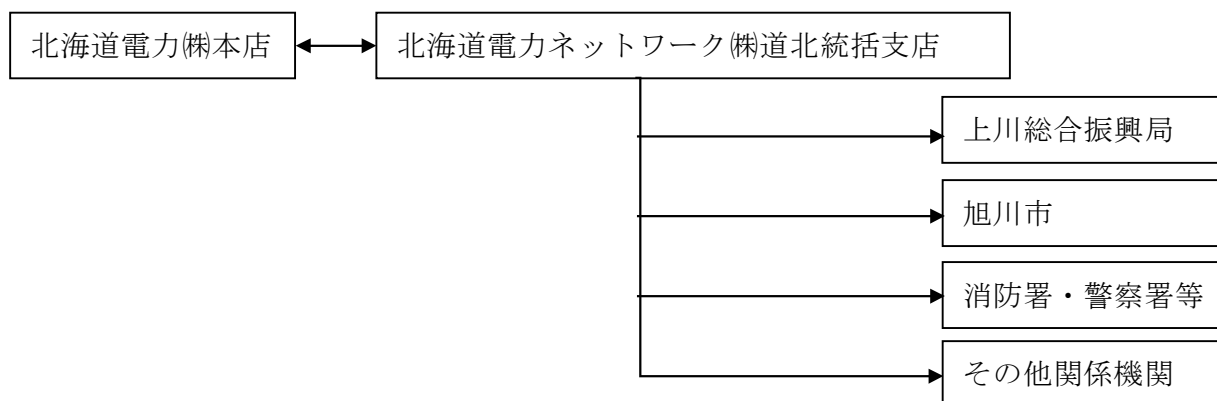
市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて災害応急体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

■連絡系統



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、震災対策編 第2章 第3節 第1「災害広報活動」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問合せ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況

- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等，地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 災害応急体制

(1) 市

市は，大規模停電災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，その状況に応じて災害応急体制を整え，その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は，大規模停電災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は，大規模停電災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，その状況に応じて応急活動体制を整え，関係機関と連携をとりながら，その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減，復旧の迅速化を図るため，別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずる。

イ 早期の停電復旧活動を行うために，防災体制を発令，対策要員を招集し，非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し，北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え，関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動については，震災対策編 第2章 第5節「救助・救急・消火」の定めにより実施する。

5 医療救護

大規模停電災害時における医療救護については，震災対策編 第2章 第6節「医療救護」の定めにより実施する。

6 交通対策

大規模停電災害時における交通対策については，震災対策編 第2章 第9節「交通対策・緊急輸送」の定めにより実施する。

7 避難所対策

大規模停電災害時における避難所対策については，震災対策編 第2章 第7節「避難」の定めにより実施する。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や市町村等と優先度を協議の上、関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

9 給水対策

大規模停電災害時における給水対策については、震災対策編 第2章 第8節 第1「給水活動」の定めにより実施する。

10 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給対策については、震災対策編 第2章 第8節 第5「燃料の供給」の定めるところによる。

11 防犯対策

大規模停電災害時における防犯対策については、震災対策編 第2章 第10節「災害警備」の定めるところによる。

12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害時における自衛隊派遣要請については、震災対策編 第2章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

13 広域応援

市は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。

第4 災害復旧計画

大規模な停電災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を踏まえ、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。